研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	74号	75号	76号	77号	［略］	80号	81号	82号	［略］	89号	［略］	91号	［略］
			円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700		円 496,700	円 485,700	円 474,700		円 397,700		円 375,700	
国地の別	アジア									バングラデシュ		インド		シンガポール 中華人民共和国 モンゴル	
	大洋州							キリバス							
	北米											アメリカ合衆国			
	中南米		ハイチ		キューバ									ジャマイカ	
	欧州		ウクライナ						アイスランド			ベラルーシ		ジョージア ラトビア ロシア	
	中東			アフガニスタン	イラク			サウジアラビア	イラン			イスラエル			
	アフリカ		南スーダン モーリタニア	ジブチ ジンバブエ マリ	ブルキナファソ	アンゴラ コートジボワール		エチオピア ガーナ ベナン マラウイ	マダガスカル	モザンビーク		アルジェリア ザンビア ボツワナ		ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	74号	75号	76号	77号	［同上］	80号	81号	82号	［同上］	89号	［同上］	91号	［同上］
			円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700		円 496,700	円 485,700	円 474,700		円 397,700		円 375,700	
国地の別	アジア									バングラデシュ		インド		シンガポール 中華人民共和国 モンゴル	
	大洋州							キリバス							
	北米											アメリカ合衆国			
	中南米		ハイチ					キューバ						ジャマイカ	
	欧州				ウクライナ				アイスランド					ジョージア ベラルーシ ラトビア ロシア	
	中東					アフガニスタン イラク		サウジアラビア		イラン		イスラエル			
	アフリカ		南スーダン モーリタニア	ジブチ ジンバブエ マリ	ブルキナファソ	アンゴラ コートジボワール		エチオピア ガーナ ベナン マラウイ	マダガスカル	モザンビーク		アルジェリア ザンビア ボツワナ		ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前